

平成29年（措）第5号

排 除 措 置 命 令 書

兵庫県尼崎市東本町一丁目50番地

ユニチカ株式会社

同代表者 代表取締役 注 連 浩 行

岡山県倉敷市酒津1621番地

株式会社クラレ

同代表者 代表取締役 伊 藤 正 明

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 ユニチカ株式会社（以下「ユニチカ」という。）及び株式会社クラレ（以下「クラレ」という。）の2社（以下「2社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 別紙1記載の製品（以下「防衛装備庁発注の特定ビニロン製品」という。）について、2社が、遅くとも平成22年7月8日以降共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、防衛装備庁発注の特定ビニロン製品について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

- 2 2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、防衛装備庁に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、防衛装備庁発注の特定ビニロン製品について、受注予定者を決定してはならない。
- 4 2社は、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならない。かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び自社の従業員に対する周知徹底（クラレにあっては当該行動指針の自社の従業員に対する周知徹底）
 - (2) 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての、防衛装備庁発注の特定ビニロン製品の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査
- 5 2社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

2社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、防衛装備庁発注の特定ビニロン製品の製造を請け負っていた。

(2) 発注方法等

ア 防衛装備庁（平成27年9月30日以前は防衛省装備施設本部をいう。）

は、防衛装備庁発注の特定ビニロン製品について、一般競争入札を実施していた。一般競争入札については、公告により所定の参加資格を示して入札の参加希望者を募り、当該参加資格を有する入札の参加希望者の全てを当該入札の参加者としていた。

イ 遅くとも平成22年7月8日以降の防衛装備庁発注の特定ビニロン製品の入札には、2社のみ又は2社のうちいずれか1社のみが参加していた。

ウ ユニチカ又はクラレは、防衛装備庁発注の特定ビニロン製品の入札に係る業務（仕様書の受領、見積書、契約書、検品のための書類等の作成・提出等をいう。）を、2社以外の事業者にて代行させていた（以下、代行していた事業者を「代行商社」という。）。

2 合意及び実施方法

2社は、遅くとも平成22年7月8日以降、防衛装備庁発注の特定ビニロン製品について、受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア 次の方法等により受注予定者を決定する

(ア) 特定の複数の製品について、ユニチカが受注する製品の製造に必要な生地量（難燃ビニロンを材料として使用する生地量をいう。以下同じ。）の合計とクラレが受注する製品の製造に必要な生地量の合計の比が、おおむね一定になるように受注予定者を決定する

(イ) 特定の製品について、2社のうちいずれか1社が、常に受注予定者となるように受注予定者を決定する

イ 受注予定者は、2社が入札に参加する場合にあっては、自社の入札価格を自社の代行商社及び受注予定者以外の者の代行商社を介して受注予定者以外の者に連絡する

ウ 前記イの連絡を受けた受注予定者以外の者は、受注予定者の入札価格よりも高い入札価格で入札する又は入札を辞退する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

2社は、前記2により、防衛装備庁発注の特定ビニロン製品のほとんど全てを受注していた。

4 前記2の行為の取りやめ

クラレは、平成27年11月27日までに、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第7号）第1条第1項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第1号による報告書を提出するとともに、防衛装備庁発注の特定ビニロン製品に係る自社の営業担当者に対して前記2の行為を行わない旨の指示を行ったところ、同日以降、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為は取りやめられている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、2社は、共同して、防衛装備庁発注の特定ビニロン製品について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、防衛装備庁発注の特定ビニロン製品の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、2社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為が自主的に取りやめられたものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、2社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成29年3月10日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 幕 田 英 雄

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

別紙 1

防衛装備庁（平成27年9月30日以前は防衛省装備施設本部をいう。以下同じ。）が、ビニロン又は難燃ビニロンを材料として使用することを仕様書で要求する繊維製品のうち、次に掲げるものとして防衛装備庁が発注するもの

- 一 作業服，空挺迷彩服，評価支援隊用迷彩服，戦闘服，防暑服，迷彩服，砂漠地域等用作業服，砂漠地域等用整備服，陸上戦闘服及び防暑作業服
- 二 作業帽，防暑帽（生機が一の防暑服と異なるものを除く。），砂漠地域等用作業帽及び陸上戦闘帽
- 三 作業下衣及び戦闘下衣
- 四 生地

別紙 2

番号	用語	定義
1	ビニロン	ポリビニルアルコールを原料とする合成繊維
2	難燃ビニロン	ビニロンを難燃化させたもの
3	生機	糸を製編織して得られる面状の布で、染色・仕上げ加工される前のものであって、繊維製品の材料となるもの